

国立大学法人東京海洋大学が監事に求める役割、人材像

令和 5 年 9 月 25 日
監事候補者選考会議決定

国立大学法人東京海洋大学監事候補者選考会議規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、監事に求める役割、人材像を定める。

【常勤監事】

国立大学法人である本学の監事監査は、組織体としての健全性を確保するためのものであると同時に、国立大学法人の使命である教育研究等の活性化を支援し、我が国の高等教育機関としての大学の質の維持・向上に資すること等を目的として行うものである。

このことから、本学の監事として業務を適正かつ円滑に遂行していくためには、次のような要件を満たす人材が望ましい。

- ① 学長、理事及び教職員等との意思疎通を図り、常に業務運営の状況を把握するとともに、業務運営上の課題の認識を深めるよう努める能力を有していること。
- ② 業務を監査する職責にあるものとして、相当な注意を払い監査を行う能力を有していること。
- ③ 監査意見を形成するに当たり、事実を確認し、必要があると認めるときは、外部専門家の意見を徴取し、合理的な判断を行うよう努める能力を有していること。
- ④ 職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持する能力を有していること。
- ⑤ 国立大学法人等の組織運営、社会的使命等に高い識見を有し、組織の監査を、公正かつ適切に遂行できる能力を有していること。

【非常勤監事】

国立大学法人である本学の監事監査は、組織体としての健全性を確保するためのものであると同時に、国立大学法人の使命である教育研究等の活性化を支援し、我が国の高等教育機関としての大学の質の維持・向上に資すること等を目的として行うものである。

このことから、本学の監事として業務を適正かつ円滑に遂行していくためには、次のような要件を満たす人材が望ましい。

- ① 学長、理事及び教職員等との意思疎通を図り、常に業務運営の状況を把握するとともに、業務運営上の課題の認識を深めるよう努める能力を有していること。
- ② 業務を監査する職責にあるものとして、相当な注意を払い監査を行う能力を有していること
- ③ 監査意見を形成するに当たり、事実を確認し、必要があると認めるときは、外部専門家の意見を徴取し、合理的な判断を行うよう努める能力を有していること。
- ④ 職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持する能力を有していること。
- ⑤ 財務状況や決算状況の適切な監査を実施するため、財務や決算に関する専門的知見を有し、組織の監査を、公正かつ適切に遂行できる能力を有していること。